

令和3年度

寝屋川市一般廃棄物処理実施計画

令和3年3月



# 目 次

<b>第1部〔総 論〕</b> .....	1
1 計画策定の主旨 .....	1
2 基本的な方向.....	1
3 計画期間.....	1
<b>第2部〔ごみ処理編〕</b> .....	2
1 令和3年度 排出量の見込み .....	2
2 ごみ減量・プロジェクト第2弾 .....	3
3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項 .....	4
◎重点取組事項 .....	4
◎継続的な取組事項.....	6
4 収集・持ち込みができる廃棄物の種類及び分別区分 .....	9
5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	10
6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 .....	15
7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 .....	16
<b>第3部〔生活排水処理編〕</b> .....	18
1 令和3年度見込み .....	18
2 汲み取り及び浄化槽汚泥の適切な処理に向けた方策 .....	18

# 第1部〔総論〕

## 1 計画策定の主旨

本計画は、本市域内で発生するごみの減量化及び適正処理並びに汲み取りし尿・浄化槽汚泥の適切な処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定める寝屋川市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に沿って事業を推進するため年度ごとに定めるものです。

## 2 基本的な方向

令和3年度における本計画の基本的な方向については、令和12年度を最終目標年度とする基本計画に基づき、市民、事業者、市それぞれの責務と協力のもと、4Rの推進及び持続可能な循環型社会の推進に向けて、ごみの減量化・再資源化を促進します。

また、適切な汲み取りし尿・浄化槽汚泥の処理を推進し、衛生的で快適な環境の保全に努めます。

## 3 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 第2部 【ごみ処理編】

### 1 令和3年度 排出量の見込み

令和3年度目標値Aと令和2年度実績見込みBを比較すると排出量合計で1,890ト>超過しています。目標を達成するには、市民一人一日あたり約13gの減量が必要です。また、排出されたごみのうち、焼却処理量は、令和3年度目標値Aと令和2年度実績見込みBを比較すると1,444ト>超過しています。目標を達成するには、市民一人一日あたり約10gの減量が必要です。

(単位：トン)

	令和3年度 目標値 A	令和2年度 実績【見込み】 B	実績と目標値 との比較 B-A
人口(人)	228,154	230,738	-
総排出量(資源集団回収量を含む)	68,344	70,234	1,890
資源集団回収量	5,311	5,032	-279
排出量合計(資源集団回収量は含まない)	63,033	65,202	2,169
可燃ごみ	48,013	49,108	1,095
不燃ごみ	3,775	4,629	854
資源ごみ	10,602	10,810	208
古紙・古布	4,057	4,310	253
缶・びん	1,905	2,025	120
廃プラ・ペットボトル	4,392	4,330	-62
蛍光灯	30	44	14
スプレー缶	72	72	0
小型家電	133	9	-124
落葉等	13	20	7
臨時ごみ	643	655	12
焼却処理量	53,265	54,709	1,444
市民一人一日あたりのごみ総排出原単位 (g/人・日)	821	834	13
市民一人一日あたりのごみ排出原単位 (g/人・日)	757	774	17
市民一人一日あたりの焼却処理原単位 (g/人・日)	640	650	10

※人口：「令和3年度目標値」は寝屋川市一般廃棄物処理基本計画の将来人口予想、「令和2年度実績【見込み】」は10月1日

※表の数値は、小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

## 2 ごみ減量・プロジェクト第2弾

令和2年度の排出量及び焼却処理量から、更なるごみ減量・リサイクルが課題であるため、令和2年度に始動した「ごみ減量・プロジェクト第2弾」を継続するとともに、重点取組事項を強化実施するなど、更なるごみ減量を図ります。

### ごみ減量・プロジェクト第2弾

～ “ともに取り組もう” シンカするごみ減量～

#### ★取組項目

##### 1. 雑がみの分別



##### 2. 食品ロスの削減



##### 3. 生ごみの水分の削減



#### 【令和5年度までの目標】

＜ごみ総排出量 一人一日当たり45g の減量＞  
 前年度より市民1人が1年間毎日約12gの減量で達成  
＜焼却処理量 一人一日当たり23g の減量＞  
 前年度より市民1人が1年間毎日約6gの減量で達成



	令和元年度 (実績)	令和2年度 (推計値)	令和3年度 (推計値)	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (推計値)
人口(人)	232,050	229,508	228,154	226,927	225,573

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	令和3年度 (目標値)	令和4年度 (目標値)	令和5年度 (目標値)
ごみ総排出量 (t)	71,771	69,433	68,344	67,297	66,048
ごみ総排出量原 単位(g/人・日)	845	829	821	813	800
焼却処理量 (t)	55,312	54,069	53,265	52,497	51,848
焼却処理量原単位 (g/人・日)	651	645	640	634	628

※ごみ総排出量は、資源集団回収量を含みます。  
 ※ごみ総排出量原単位：ごみ総排出量÷人口÷365日（閏年は366日）  
 ※焼却処理量原単位：焼却処理量÷人口÷365日（閏年は366日）

令和5年度に人口推計は225,573人となり、ごみ総排出量（資源集団回収量を含む）66,048t、焼却処理量51,848tを目標とし、令和元年度実績では、ごみ総排出量が71,771t、焼却処理量が55,312tであることから、ごみ総排出量では5,723t、焼却処理量では3,464tの減量が必要となります。

令和元年度実績の一人一日あたりのごみ総排出量は845g、焼却処理量は651gで、令和5年度にはごみ総排出量800g、焼却処理量628gを目標とするため、令和2年度から令和5年度の4か年で上記の減量を目指します。

なお、平成28年度寝屋川市ごみ質分析調査結果により、家庭系可燃ごみの中に、リサイクル可能な紙類が16.1%、手つかず食品が6.9%、水分を含む生ごみが34.4%あるため、①雑がみの分別②食品ロスの削減③生ごみの水分の削減を3つの柱として重点的に啓発を行います。

### 3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

#### ◎重点取組事項

##### (1) 家庭系ごみの減量

###### ア 雑がみ分別の徹底啓発

リサイクルできる紙の種類や家庭で不用になった紙袋を使用した雑がみの排出方法について、ごみ減量講座や市広報誌等により情報発信し、雑がみ分別の徹底を図ります。

また、資源集団回収活動実施団体へ雑がみ回収方法の周知等の通知と併せて、他地域の活動状況（交付状況）等を掲載したニュースチラシを送付するとともに、資源集団回収活動の更なる活性化に向けた取組を提案するなど、資源回収量の増加を図ります。

###### イ 市内小中学校で雑がみ・ペットボトルキャップの回収事業

可燃ごみに多く含まれているお菓子の箱や紙袋などの雑がみについて、雑がみ回収袋を配布し、更なる雑がみの回収を呼びかけ、取組状況による効果を還元するとともに、ペットボトルのキャップを学校で回収することにより、ペットボトルを捨てる時にキャップを外す習慣を身につけてもらう等、分別・リサイクル意識の向上を図ります。

## ウ 食品ロス削減強化の取組

食品ロスの削減について、市広報誌をはじめ、各種市イベントやごみ減量講座等で、適量の購入と家庭での冷蔵庫内の整理整頓による、期限切れ（手付かず）食品の廃棄をなくす取組を紹介するとともに、市民等へフードドライブへの協力を促し、各種イベントにおいて食品ロスを削減するための取組を行います。

また、転入者へは3010運動のマグネットコースターを配布し、食品ロス削減の啓発を行います。

## エ 生ごみの水切り啓発

各種、市イベント及びゴミセンまつり等において水切りの啓発を行い、「もう一絞り運動」を促します。

## オ 生ごみ堆肥化・土作り講習会

家庭にあるポリバケツやプランター等を活用し、生ごみの堆肥化や土作り講習をごみ減量マイスター等と協働実施し、家庭から出る生ごみの減量を推進します。

## カ 地域活動団体等へのごみ減量講座

地域活動団体等へのごみ減量講座を申請者の地域の実情に即した内容にするとともに、ごみ減量マイスターなど、ごみ減量の地域のリーダーと協働して、地域活動団体等へのごみ減量講座を土日や夜間においても実施することを紹介し、開催の呼びかけを行います。

## キ 親子ごみ教室の開催

親子で参加するクリーンセンターの見学会・ごみ学習教室を夏休みや土日等に開催し、家族全員でごみ問題に取り組める機会を設けます。

## ク 就学前児童の環境学習

就学前からごみに関することに触れることにより、意識の定着を図るため、紙芝居等を用いた就学前児童に向けて環境学習への取組を行います。

## ケ 不用品の有効活用

不用品の有効活用によりごみの減量を図るため、4 Rのリユースを促進し、リユースショップの活用についてホームページ等で啓発を行います。

## (2) 事業系ごみの発生抑制

### ア 食品ロス削減

外食時の食べ残し由来の食品ロスを削減する『30・10運動』<sup>さんまる いちまる</sup>を推進するため、市広報誌での啓発を行います。

また、食品販売等の関連事業者と連携して、廃棄される消費期限が残る食品の削減や利活用するため、フードドライブへの協力を依頼します。

### イ 多量排出事業者への啓発

多量排出事業者への減量等計画書に基づく確認及び事業所訪問も含めた、紙分別の徹底と減量化を依頼します。

また、多量排出事業者である、市役所本庁舎等のごみの抜き取り調査を継続実施し、その結果を活用して職員に向けて、特にオフィスパーの分別の徹底を呼び掛けます。

## ◎継続的な取組事項

### (1) 生ごみ減量化・再資源化の推進

一般家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ処理機の購入費を一部補助します。

### (2) 剪定枝等の再資源化

焼却処理量及び最終処分量の削減のため、公園等から発生する剪定枝等や、各自治会等において分別・収集された落葉を再資源化し、その再資源化された堆肥を還元することにより、引き続き、資源循環型社会の推進と地域活動の活性化を図ります。

### (3) 小型家電の再資源化

小型家電に使用されている希少金属の回収による資源保護と焼却処理量及び最終処分量を削減するため、携帯電話など小型家電の再資源化に向け、ボックス回収を継続実施します。

#### (4) 小型充電式電池の再資源化

小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）の再資源化に向け、ボックス回収を継続実施し、不燃ごみでの別袋収集を実施します。

#### (5) 市民・事業者に対する啓発

##### ア ごみ減量講座の実施

ごみに関する市民の意識を高めるため、自治会等に対し、ごみの減量、リサイクルに関する取組を積極的に情報発信するごみ減量講座を実施します。

##### イ クリーンセンター施設見学会の実施

ごみ処理施設での適正処理と効率的なごみ発電を見学してもらい、安全・安心な施設とエネルギーの有効活用を実感してもらうとともに、ごみ減量やリサイクルなどについて、理解と関心を持ってもらえる施設見学会を実施します。

また、小学生の環境教育の一環として、ごみ減量・リサイクルの大切さを知ってもらうため、市内小学4年生を対象に施設見学会を実施します。なお、事後学習として市内小学4年生にごみ通信ジュニアを発行・配布します。

##### ウ クリーンカレンダー等の発行

暮らしに役立つ情報の掲載や収集日程を大きく表示した、グリーンカレンダーを全戸配布します。

##### エ 転入者へのごみの分別周知やごみ減量啓発の実施

転入手続き時に、グリーンカレンダーや3010運動マグネットコースター等をセットで配付し、ごみの分別周知やごみ減量啓発を行います。

#### (6) 市民等による自主的な取組の推進

地域（職場、家庭）の中で、ごみ減量やリサイクルに関する取組を自主的に行うリーダーを養成するため、ごみ減量マイスター養成講座やごみ減量マイスター情報交換会を定期的で開催するとともに、認定者数の増加を図るため、ごみ減量講座及び施設見学会の参加者に対して、認定制度の説明と参加の呼び掛けを行います。

また、ごみ減量マイスター活動の活性化を促すため、既認定者に対して市の減量施策

への積極的参加や周知拡散について協力要請します。なお、初・中級認定者に対して、定期的に活動報告を求めるなど、昇級の動機付けを図ります。

ごみ減量推進団体と協働し、ごみ減量啓発を行うことで、行政のみならず市民の自発的活動を推進し、市民へのごみ減量への意識づけを行います。

#### (7) マイバッグ持参啓発

レジ袋の削減をきっかけとしたごみの減量化意識の向上を図るため、マイバッグ持参の啓発を行います。

#### 4 収集・持ち込みができる廃棄物の種類及び分別区分

排出区分	内容	収集回数	排出形態	収集方法	
家庭	可燃ごみ	台所ごみ、木くず、 皮革製品 等	週に2回 (火・金)	ステーション	直営 及び 委託
	古紙・古着	新聞紙、雑誌、衣類、 段ボール 等	週に1回 (月/木)		
	不燃ごみ	プラスチック製品、電化製品（家電リ サイクル法・小型家電回収品目 除 く） 等	月に2～3回 (第1・3・5水)		
	乾電池・ライター類	乾電池、ライター類			
	缶・びん	食品用や飲料用の缶・びん	月に2回 (第2・4水)		
	廃プラ・ペットボトル	容器包装リサイクル法対象の プラスチック製容器包装・ペットボトル	週に1回 (月/木)		
	臨時ごみ	大型家具、大型家電製品、 引越しごみ 等	随時・電話申込 (引き取り)	個別	直営 (有料)
			随時 (持ち込み)	直接搬入	直接搬入 (有料)
	蛍光灯	蛍光灯	随時	拠点	委託
	スプレー缶	ヘアースプレー、カセットボンベ 等			
小型家電	携帯電話、パソコン、デジタルカメラ 等	随時	ボックス	直営	
小型充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウ ムイオン電池	随時	ボックス・ ステーション	直営	
落葉・剪定枝	落葉・剪定枝	随時	個別	直営	
事業所	可燃ごみ	工場、飲食店、販売店等からの 可燃ごみ <sup>*</sup>	週に2～7回 または随時	個別	許可 (有料)
	缶・びん	工場、飲食店、販売店等からの 缶・びん			

・ごみ出しが困難な高齢者や障害のある方の世帯を対象に、「ふれあい訪問収集」を実施します。

・火災ごみは、市民が住居し、かつ市域の家屋からの廃棄物とし、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託するものとします。この場合においては、市の指導に従いごみを排出するものとします。なお、市で処理できないものについては、販売店や専門業者等によって適正に処理するものとします。

※魚あら等については、全量、再資源化するため、一般廃棄物再生利用業指定業者が収集し、小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社に引き渡すこととします。

## 5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### (1) 収集・運搬

#### ア 家庭系ごみ

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	臨時ごみ	直接搬入
実施主体	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直 営)	市 民

・定期収集ごみの排出は、透明・半透明ごみ袋により行うものとします。

・一般家庭ごみ収集運搬委託業者は5業者とします。

#### イ 事業系ごみ

(ア) 事業系一般廃棄物（寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則で指定する専ら再生利用の目的となる空き缶及び空き瓶を含む。）

種類	事業者	所在地
事業系 一般廃棄物	有限会社河北産業	寝屋川市小路南町20番18号
	北口建設工業株式会社	寝屋川市新家一丁目8番7号
	株式会社スリーエフコーポレーション	寝屋川市太秦桜が丘34番15号
	寝屋川市清掃業組合	寝屋川市寿町32番1号
	株式会社寝屋川興業	寝屋川市打上新町15番4号

(イ) 事業系再生利用指定業者【再生輸送業】

種類	事業者	所在地
食品循環資源	北口建設工業株式会社	寝屋川市新家一丁目8番7号
動植物性残渣 (魚腸骨)	有限会社浪速商会	大阪市生野区鶴橋三丁目1番44号
	有限会社山田肥料商事	東大阪市柏田本町3番28号
木くず (剪定枝、 刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間698番地
	株式会社前田造園	枚方市養父丘一丁目2番26号

(ウ) 事業系再生利用指定業者【再生活用業】

種類	事業者	所在地
食品循環資源	北口建設工業株式会社	寝屋川市新家一丁目8番7号

- ・市の処理施設への搬入は市の許可業者に限ります。
- ・市の許可業者が搬入できる廃棄物は可燃ごみ及び容量が5リットル未満の食品用又は飲料用の容器（缶・びん）に限ります。
- ・輸送業については、事業系一般廃棄物に当たる魚あら等をすべて再生活用を行う施設に搬入する場  
合に限ります。
- ・活用業については、搬入された事業系一般廃棄物に当たる食品残渣について、すべて再生活用する  
場合に限ります。

※ 一般家庭ごみ収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者、一般廃棄物再生  
利用業指定業者については、関係法令等に基づいて、市が許可等を行った者としてします。

## ウ 収集・運搬及び処理手数料

### (ア) 市が収集・運搬及び処分を行うもの

区 分		手数料	
		収集・運搬及び処分	処分のみ
家 庭 ご み	集積所に排出されたごみ	無料	—
	臨時に排出されるごみ	10kgまでごとに 270円	10kgまでごとに 130円 ・10kg未満は無料 ・分別された古紙及び 古布は無料
	ペット(犬・猫等)の死体	1個につき 1,000円	1個につき 500円
事業系一般廃棄物		—	10kgまでごとに 90円

・所有者不明動物(犬・猫等)の死体については無料で回収及び処分します。

・事業系一般廃棄物の収集・運搬については、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者のみとします。

### (イ) 市が収集・運搬を行うもの

種 類	手 数 料	
	収集・運搬	運搬のみ
ユニット形エアコンディショナー	1台につき 1,200円	1台につき 700円
テレビジョン受信機 (液晶、プラズマテレビ含む)	1台につき 1,100円	1台につき 700円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	1台につき 1,700円	1台につき 1,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機	1台につき 1,000円	1台につき 600円

上記、家電4種類は市クリーンセンターで中継し、指定引取場所に運搬します。また、運搬に係る手数料を「収集・運搬」若しくは「運搬のみ」の区分ごとに徴収します。なお、リサイクル料金は別途必要です。

## (2) 中間処理

### ア 処理の主体

種 類	焼却処理	中間処理			
		破碎処理	資源化処理		
			資源ごみ	廃プラ・ペットボトル	その他
実施主体	市 (委託)	市 (委託)	市 (委託)	北河内4市 リサイクル施設組合	市 (委託)

### イ 中間処理の内容

焼却処理	<p>収集可燃ごみ及び中間処理後可燃ごみ(持込可燃、プラスチック系無価値物、破碎・選別後可燃ごみ)を焼却処理し、残渣は最終処分します。</p> <p>また、発生する余熱については、蒸気タービン発電及び場内給湯として有効活用します。なお、事業所から排出される魚あら等については、小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社にて資源化します。</p>
破碎処理	<p>不燃ごみ、臨時ごみを破碎処理し、破碎鉄などの有価値物は資源化、可燃物は焼却、その他は最終処分します。</p>
資源化処理 (資源ごみ)	<p>資源ごみ(缶・びん)を選別処理し、アルミ缶、スチール缶、ガラス類(カレット)を資源化します。</p>
資源化処理 (廃プラ・ ペットボトル)	<p>プラスチック製容器包装・ペットボトルを北河内4市リサイクルプラザで選別し、プラスチック製容器包装とペットボトルを個別に圧縮・梱包し一時保管します。</p>
資源化処理 (その他)	<p>乾電池：一時保管後、運搬・処理を委託し、資源化します。</p> <p>蛍光灯：一時保管後、運搬・処理を委託し、資源化します。</p> <p>スプレー缶：収集後、処理委託業者の保管場所へ直接搬出し、残留内容物を除去した後、資源化します。</p> <p>古紙・古布：収集後、買取業者の保管場所へ直接搬出し、資源化します。</p> <p>小型家電：ボックス回収後、認定事業者へ引渡し、資源化します。</p> <p>小型充電式電池：収集・ボックス回収後、事業者へ引渡し、資源化します。</p> <p>落葉・剪定枝：一時保管後、一般廃棄物再生利用業指定業者へ引渡し、資源化します。</p>

・施設内等で回収した水銀使用廃製品の処分については、委託し適正に処理します。

### (3) 最終処分

#### 最終処分場の概要

施設名	大阪沖処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
形式等	埋立地面積： 950,000㎡ 全 体 容 量：13,980,000㎡

## 6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### (1) 中間処理施設の概要

区分	焼却処理施設	破砕処理施設	プラスチック類処理施設
名称	寝屋川市クリーンセンター 焼却施設	寝屋川市クリーンセンター ごみ処理施設 (破砕・切断・手選別)	北河内4市リサイクルプラザ 「かざぐるま」 (運営主体 北河内4市 リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目2番1号		寝屋川市 寝屋南一丁目7番1号
敷地面積	16,591㎡		4,866㎡
建築面積	2,749.39㎡	1,992.863㎡	2,063㎡
延床面積	9,641.89㎡	4,849.602㎡	4,618㎡
建設年月	着工：平成27年 7月 竣工：平成30年 3月 稼働：平成30年 3月	着工：平成3年12月 竣工：平成6年 3月 稼働：平成6年 4月	着工：平成18年 7月 竣工：平成19年12月 稼働：平成20年 2月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	横型衝撃・せん断式 併用回転式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	200 t /24 h (100 t /24h×2基)	107 t /5 h (破砕75 t、切断7 t、 手選別25 t)	53 t /11 h
処理対象物	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ 資源ごみ	ペットボトル プラスチック製容器包装
付帯設備等	燃焼ガス冷却 ：廃熱ボイラ式 余熱利用：蒸気タービン 発電、場内給湯 排ガス：高効率乾式 ろ過式集じん器、触媒反 応塔 排水処理：処理後再利 用（ピット散水等）及び 下水道放流 ・飛灰…薬剤処理	・破砕後選別施設 磁選機、アルミ選別機 可燃物・不燃物分離装置 ・有価物選別施設 手選別ライン、磁選機、 アルミローラプレス機 金属圧縮機	・集じん・活性炭吸着装置 ・トルエン・T-VOC測定器
発電能力	蒸気タービン：4,710kw 太陽光発電： 60kw	—	風力発電：150w

## (2) 焼却処理施設

焼却施設において、可燃ごみを適正に処理するとともに、効率的に維持管理を行います。また、施設保全計画等に基づき、計画的に維持・補修等を行い、焼却施設の能力保全に努めます。

## (3) 破砕処理施設

不燃ごみ等の廃棄物の処理・再資源化を適切に行うため、破砕施設の適切な維持管理を行うとともに、破砕施設維持管理計画に基づき、計画的な施設の維持・補修を行い、破砕施設の能力保全に努めます。

## 7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律への対応

対象品目	対応
ガラス製容器	定期収集し、有価物選別施設で選別し、独自ルートで資源化します。
ペットボトルを含むプラスチック製容器包装	定期収集し、北河内4市リサイクルプラザにて選別、プラスチック製容器包装とペットボトルを別個に圧縮・梱包し、指定法人ルートで資源化します。
段ボール・紙パックを含む紙製容器包装	定期収集し、買取業者の保管場所へ直接搬出し、独自ルートで資源化するとともに、資源集団回収による再資源化を促進します。

### (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）への対応

テレビ（液晶、プラズマ含む）、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンの5品目については、家電リサイクル法に基づき、小売店による引き取りとするよう指導、啓発するとともに、臨時ごみ（引き取り・持ち込み）でも対応します。

### (3) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）への対応

パーソナルコンピュータ<sup>\*</sup>については、資源有効利用促進法に基づいた製造事業者等の自主回収による再資源化とします。

※ 小型家電回収ボックスに投入できない大きさのパーソナルコンピュータ（デスクトップ型・パーソナルコンピュータ用モニター 等）

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度への対応

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度を受けた、製造事業者等による回収により再資源化処理します。

(5) 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が実施する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、又は適正な処理が困難であるため、市が処理しないごみは次のとおりです。これらについては、販売店や専門業者等によって適正に処理するものとします。

ア 市に処理責任のないごみ

産業廃棄物（市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条の規定に定めるものを除く）

イ 焼却・破砕等の処理ができないもの

瓦	廃ゴムタイヤ
金庫	発電機
草刈機（エンジン付）	ピアノ
建築廃材（改装・リフォーム含む）	フェンス
コンクリートブロック	風呂釜
自転車（モーター、原動機付き）	プロパンガスボンベ
セメント、タイル	ボーリング玉
畳	物干し台（ブロック付）
電気温水器	感染の恐れのあるもの
農機具	電動ベッド

ウ その他

上記以外でア、イに類するもの

※ 在宅医療に伴う、注射針等の鋭利なものや血液が多量に付着したものについては、原則として医療機関等によって適正に処理するものとします。

## 第3部〔生活排水処理編〕

### 1 令和3年度見込み

#### (1) 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	令和2年度見込み	令和3年度計画目標値
総人口	230,073	228,154
公共下水道接続人口	226,696	224,967
汲み取り人口	394	324
浄化槽人口	2,983	2,863

※ 総人口：令和2年度見込みは令和3年3月1日、令和3年度度計画目標値は「市一般廃棄物処理基本計画」数値

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kl/年)

項目	令和2年度見込み	令和3年度計画目標値
汲み取りし尿	813	560
浄化槽汚泥	1,199	951
総排出量	2,012	1,511

### 2 汲み取り及び浄化槽汚泥の適切な処理に向けた方策

#### (1) 収集・処理体制とその方策

##### ア 収集体制

種類		実施主体	収集方法
し尿	一般家庭	委託（1者）	戸別収集：定期汲み取り 月1回及び2回
	一般家庭以外	委託（1者）	従量制
	工事現場等の仮設トイレ	許可（1者）	戸別収集：随時
浄化槽汚泥		許可（12者）	戸別収集：随時

※ 許可業者については、関係法令等に基づいて、市が許可した者とします。

## イ 処理体制

施設名	所在地	実施主体	搬入区分	処理方式	処理能力
寝屋川市 緑風園	寝屋川市 讚良東町 7番1号	市 (委託)	し尿及び 浄化槽汚泥	下水道放流 一次処理（前処理） + 希釈放流	34.5kl/日 し尿： 15.2kl/日 浄化槽汚： 19.3kl/日

## ウ 収集に対する方策

し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料は、下記のとおり。

区 分			手数料		
し尿	一般家庭	定期汲み取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000円
				人数割	1人につき 月額 800円
			月2回	基本料	1世帯につき 月額 1,500円
				人数割	1人につき 月額 1,200円
	著しく排出量の多い物又は人員によつて算出し難い物		従量制	18リットルまでごとに 400円	
浄化槽 汚泥	市長の指示する場 所に搬入する物を 処分するとき	処分のみを するもの		従量制	180リットルまでごとに 500円

## エ 処理に対する方策

し尿処理にかかる希釈水として「なわて水みらいセンター」の処理水を利用します。

### (2) 未水洗世帯対策

#### ア 汲み取り世帯

関係部局と連携を図り、ホームページ等を活用した啓発活動を強化するとともに、料金徴収時に公共下水道への接続を促す案内を行います。

#### イ 浄化槽世帯

関係部局等と連携を図り、公共下水道への接続を促す案内を行うとともに、市広報誌やホームページ等を活用した啓発を行います。また、放流先の河川や水路の水質保全を図るため、浄化槽の定期的な保守点検・清掃等の実施について啓発します。